

(案)

平成 26 年 8 月 日

北九州市長
北橋 健治 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田 重森

意 見 書

公立大学法人北九州市立大学の平成 25 事業年度財務諸表及び剰余金の翌事業年度への繰越の承認について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 34 条第 3 項及び同法第 40 条第 5 項の規定に基づく北九州市地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第 34 条第 1 項の規定により法人から北九州市長に提出された平成 25 事業年度財務諸表については、承認することが適当である。
- 2 法第 40 条第 3 項の規定により法人から北九州市長に対して申請があった平成 25 事業年度剰余金を、全額翌事業年度へ繰り越すことについては、承認することが適当である。